

奈良県告示第四百四十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和三年八月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

丹生

二 土地の表示

次に掲げる土地の区域

所在地

- 奈良市丹生町 七二二番の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二三番の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二三番二の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二五番の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二六番の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二七番の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二八番の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二八番二の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二九番の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二〇番の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二一番の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二二番の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二三番の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二四番一の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二四番二の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二四番三の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二四番四の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二五番の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二六番一の一部（次の図に示す部分に限る。）  
〃 七二六番二の一部（次の図に示す部分に限る。）

- 〃 七二六番三の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 七二七番
- 〃 七二八番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 七二八番二
- 〃 七二九番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 七三〇番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 八三三番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 八三四番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 八三五番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 八三六番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 八三七番
- 〃 八三八番一
- 〃 八三八番二
- 〃 八三九番
- 〃 八四〇番
- 〃 八四一番
- 〃 八四二番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 八四七番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 八四八番
- 〃 八四九番二の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 八四九番四の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 八四九番五の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 八五〇番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 八六六番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 八六七番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 二一一四番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 二一一五番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 七二八番二地先道路敷の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 八三七番地先道路敷の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 八四二番地先道路敷の一部（次の図に示す部分に限る。）

〃 八四九番二地先道路敷の一部（次の図に示す部分に限る。）

〃 八四七番地先水路敷の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び奈良県奈良土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）